

# 4月から 生活困窮者への支援制度を開始

市内在住で、仕事を失うおそれがある、または既に失っており生活に困っている方など、経済的に困窮し、今後の生活に不安を感じている方の相談をお受けします。

詳しい内容は、生活支援第1課（☎21-3285）へお問合せください。

**生活困窮者とは** 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。  
(生活困窮者自立支援法第2条)

## 事業内容

### 自立相談支援事業

支援員が相談内容に基づき、問題点を整理しながらどのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、就労支援や各種制度の活用についてアドバイスを行います。



### 住居確保給付金

離職などにより住居を失った、または失うおそれがある方に、住居を整えた上で安定した仕事に就くことができるよう、一定期間、定められた金額以内で家賃相当額を支給します。

※ ハローワークでの求職活動など、支給を受けるための要件があります。

## 4月から開設日時を変更 住宅都市施設公社の 無料相談窓口



相談を希望する方は、電話で予約してください。

### 住宅相談

- ▷ 月・水・金曜日 午前8時45分～午後5時半  
住宅都市施設公社
- ▷ 第2・4水曜日 午前9時半～正午  
市役所1階市民特別相談室
- ▷ 第2・4水曜日 午後1時半～4時半  
地域交流まちづくりセンター

### マンション管理相談

- ▷ 火・木曜日 午後1時～4時  
住宅都市施設公社
- ▷ 金曜日 午後1時～3時  
地域交流まちづくりセンター

お問合せ 住宅都市施設公社（亀田支所2階）  
☎40-3607

## ひとりで悩まずご相談を 市民特別相談 《予約制》



日々の暮らしの中で生じるさまざまな問題について専門家のアドバイスを受けられる窓口です。

相談を希望する方は、来庁または電話で、日時と内容をご予約ください。

### ■市役所市民相談室（☎21-3136）

種別	曜日	時間	内容
弁護士による「法律相談」	水・金曜日	午後1時～3時	・金銭の貸借 ・契約上のトラブル ・相続、遺言 ・離婚問題、慰謝料 ・その他民事問題
司法書士による「登記等の相談」	第2・3・4木曜日	午後1時～3時	・不動産や法人登記手続き ・訴状や調停、供託の手続き ・相続、贈与等
行政書士による「法律手続相談」	第1火曜日	午後1時～3時	・各種書類の作成方法 ・家賃の催促 ・相続、贈与の手続き
不動産鑑定士による「土地・家屋相談」	1月～6月 第2・4木曜日 7月～12月 第2木曜日	午前10時～正午	・土地、建物等の価格 ・賃貸借料、権利金等 ・明け渡し等の賃貸借契約等
人権擁護委員による「困りごと・心配ごと相談」	第1・3火曜日	午前9時半～11時半	・夫婦や親子関係のもめごと ・児童生徒のいじめ、暴力 ・隣近所のいやがらせ等

### ■亀田支所市民相談室（☎45-5581）

種別	曜日	時間	内容
弁護士による「法律相談」	第1・3火曜日	午後1時～3時	・金銭の貸借 ・契約上のトラブル ・相続、遺言 ・離婚問題、慰謝料 ・その他民事問題

## 借金問題 のご相談は

## 暮らし安心課へ 相談無料・秘密厳守

さいむゼロ  
相談専用ダイヤル ☎21-3160

受付 平日 午前8時45分～午後5時半  
場所 暮らし安心課（市役所1階）